

伯耆町食料品等購入助成券配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受けている家計への支援の一環として実施する伯耆町食料品等購入助成券（以下「助成券」という。）の配布等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 助成券が対価の弁済手段として使用される物品の購入又は役務の提供をいう。
- (2) 取扱店 取引を行い、受け取った助成券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(助成券の配布対象者)

第3条 助成券の配布対象となる者（以下「配布対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和8年4月1日（以下「基準日」という。）において町の住民基本台帳に記録されている者（基準日から配布日までの間に死亡した者を含む。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が認める者

2 前項第1号の規定にかかわらず、基準日から配布日までの間に死亡した者が次に掲げる場合に該当するときは、配布対象外とする。

- (1) 基準日から配布日までの間に町の住民基本台帳から削除された世帯に属する場合
- (2) 他の世帯構成員がいずれも基準日より後に転入している世帯に属する場合

(助成券の額)

第4条 助成券の額は、1人につき1万円とする。

2 助成券1枚当たりの券面記載の金額は1,000円とし、10枚を1組として配布する。

(助成券の配布方法)

第5条 助成券は、基準日時点における世帯に属する配布対象者全員分を、当該世帯の世帯主を受理者として郵送する方法を原則とする。ただし、特別な事情があると町長が認める場合は、この限りでない。

(助成券の返戻等)

第6条 助成券が宛所不明等により返送された場合は、利用期限まで町長が保管し、対象世帯からの申出によりこれを交付する。

(助成券の使用範囲)

第7条 助成券は、その使用者と取扱店との取引においてのみ使用することができる。

2 助成券が使用できる取引の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食料品その他取扱店が指定するもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 不動産及び金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券、切手、郵便葉書及び印紙等の換金性の高いもの
 - エ 国税、地方税及び使用料等の公租公課
 - オ その他町長が不相当と認めるもの

3 取引に使用された助成券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、助成

券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金銭の支払いは行わないものとする。

(助成券の使用期間)

第8条 取扱店において助成券を使用することができる期間は、助成券を受け取った日から令和8年11月30日までの間とする。

2 対象者が助成券を受理した後に紛失及び盗難された助成券の効力は無効とする。また、再発行も行わない。

(取扱店)

第9条 町長は、別に定める募集要項により取扱店を募集する。

2 取扱店として登録を希望する者は、伯耆町食料品等購入助成券取扱店登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、伯耆町食料品等購入助成券取扱店登録証(様式第2号)を交付し、不適当と認めたときは、その旨通知する。

4 町長は、取扱店が第10条に反する行為を行ったときは、取扱店の登録を取り消すことができる。

(取扱店の責務)

第10条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取引において助成券の受取を拒まないこと。ただし、助成券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りでない。

(2) 助成券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 町と適切な連絡体制を構築すること。

(4) 使用された助成券の保管は、自らの責任において行うこと。

(5) その他町長がこの事業の趣旨に反すると認める行為を行わないこと。

(助成券の換金)

第11条 町長は、取引において助成券が使用された場合は、当該助成券を受け取った取扱店に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

2 取扱店は、助成券を換金しようとするときは、取引において受け取った助成券及び伯耆町食料品等購入助成券換金請求書(様式第3号。以下「換金請求書」という。)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申込書に記載された預金口座へ振込みにより支払うものとする。

4 第2項の規定による助成券及び換金請求書の提出は、原則として月に1回までとし、助成券の利用のあった月の翌月の10日までに行わなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。